

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

62	熊本市震災復興検討委員会	震災からの復興に向け、取り組むべき施策の体系化及び計画的な推進を図るとともに、本市の震災復興計画を策定するため、必要な事項を審議する。
63	熊本市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するため、専門的見地から災害と死亡又は障害との因果関係等について審査する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。